

瀬戸内町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和5年6月20日(火)10時から10時33分

2.開催場所 瀬戸内町役場4階委員会室

3.出席委員 (9人)

会長	11番	堯	文俊
会長職務代理者	8番	永井	利一
	1番	森	正三郎
	2番	田中	勝弘
	3番	碩	悟
	5番	岡野	正郎
	6番	元	克美
	9番	川島	博
	10番	数原	菊美

4.欠席委員 (1人)

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第15号 農地法第3条の規定による許可について

第4 議案第16号 農地法第5条の規定による許可について

第5 議案第17号 非農地証明について

第6 議案第18号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

第7 協議会

(1) 行事予定について

(2) その他

6.農業委員会事務局職員

局長 永井健一郎

次長 川畑 金徳

主事 堀江 美彩

会計年度任用職員 大黒佐江子

7.会議の概要

事務局	<p>おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから第6回瀬戸内町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の委員の出席状況でございますが、出席委員は9名で、定足数に達しており、本日の総会は成立していることを御報告いたします。</p> <p>まず、会長に挨拶をお願いします。</p>
議長	<p>【挨拶】</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それではこれより議事に入ります。瀬戸内町農業委員会会議規則第6条に基づきまして、堯会長に議長をお願いします。</p>
議長	<p>じゃ、これから会を始めていきたいと思います。議案の審議に入ります前に、議事録署名委員を指名いたしたいと思います。2番田中委員、3番碩委員を指名いたします。御異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】の声が聞こえる</p> <p>異議なしと認めます。</p>
	<p>日程2、会期は本日1日限りといたします。</p>
	<p>日程3、議案第15号、農地法第3条の規定による許可についてを議題といたします。調査委員が碩委員と私、堯でございますけれども、碩委員のほうから調査説明をお願いいたします。</p>
3番委員	<p>議案第15号の説明をいたします。6月13日の日に堯委員と私と事務局から2名の方で現地確認をやってきました。土地の表示「瀬戸内町大字節子字狩又1309番1」、畑、221㎡でございます。</p> <p>贈与でございます。対価で1筆0円でございます。</p> <p>譲渡人：兵庫県尼崎市〇〇〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇氏</p> <p>理由は贈与でございます。</p> <p>譲受人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏。</p> <p>理由は受贈でございます。以下お目通しをお願いします。農地法第3条の調査書のとおりで特に問題があると思いません。以上でございます。</p>
議長	<p>調査説明は終わりました。これから議案の審議に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>【質疑なし】の声が聞こえる</p>
	<p>質疑ないようですので質疑を終結いたします。それでは議案第15号について採決いたします。本議案15号については原案通り賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>挙手多数であります。したがって議案第15号は原案通り決定されました。</p>
	<p>日程4の議案16号の審議に入ります前にちょこっと訂正がありますので事務局から。</p>
事務局	<p>議案の16号、第5条の規定の意見決定ですが、譲受人と譲渡人が逆になってますので、すみません、よろしくをお願いします。譲受人が平真樹さん、譲渡人が平信久さんになります。</p>
議長	<p>それでは日程4、議案第16号、農地法第5条の規定による意見決定についてを議題といたします。調査員が碩委員と私、堯でございますが碩委員のほうからお願いいたします。</p>

3 番委員	<p>それでは現地確認のほう、報告いたします。議案第 16 号、農地法第 5 条の規定による意見決定について、</p> <p>土地の表示</p> <p>「瀬戸内町大字阿木名字芝 36 番」、畑、2,981 m²でございます。</p> <p>譲渡人（貸人）：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏</p> <p>譲受人（借人）：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏</p> <p>転用の目的：飲食店とキャンプ場でございます。</p> <p>転用の時期につきましては、許可されましたらその時からでございます。</p> <p>利用期間は許可後永久と、</p> <p>資金調達計画などそのとおりであります。</p> <p>付近の土地作物、家畜等の被害の防除施設の概要：土地造成を行い、土や雨水等が隣接地や道路に流出しないようにブロック等を設置する。店舗及び駐車場を整備し、観光客や地域住民を対象とした飲食店・キャンプ地として活用する、ということでございます。なお、これは 3 月だったですかね、非農地証明願が出ましたけれども、非農地証明出来ませんということで却下を、ここで、総会のほうで結果をしております。なお、同様地区、農用地区域外でございます。そして、写真で見るとおり周りは三方は山に囲まれております。西側のほうは、海でございます。校区住居が 2 件ほどありますけれども、直線距離にして 50 メーターほど離れております。特に問題があると思いません。それから現地確認の結果ですね。第 5 条、2 項に該当する事項は身請けられないと確認をしてきました。以上でございます。</p>
議長	<p>調査説明は終わりました。これから議案の審議に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>【質疑なし】の声が聞こえる</p>
9 番委員	はい、9 番
議長	はい、川島委員
9 番委員	もう 1 回確認したいんですけど、この周りには、耕作している農地はないですか？。
3 番委員	周りは三方山に囲まれております。西側は海でございまして、耕作されてる農地はございません。
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【質疑なし】の声が聞こえる</p> <p>質疑ないようですので質疑を終結いたします。それではこの議案第 16 号を採決いたします。議案第 16 号については原案通り賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>挙手多数であります。したがって議案第 16 号は原案通り決定されました。</p> <p>日程 5、議案第 17 号、非農地証明についてを議題といたします。調査員は森委員、田中委員、私、堯となっておりますが田中委員のほうからお願いします。</p>
2 番委員	<p>説明いたします。議案第 17 号、非農地証明について、調査員は森委員、堯委員、田中であります。事務局から 2 名参加しております。</p> <p>土地の表示</p> <p>「瀬戸内町大字清水字大井手 508 番」、畑、188 m²。</p> <p>「瀬戸内町大字清水字大井手 511 番 1」、畑、191 m²。合計 2 筆の 379 m²でございます。</p>

	<p>願出人：東京都大田区〇〇〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇氏 登記名義人：東京都大田区〇〇〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇外3名 非農地に至った理由並びに現在の管理状況：申請地は願出人の父、清誉が年月日不詳売買により取得し、その旨の所有権移転登記が昭和15年9月28日にされている。所有者の清誉は昭和51年1月16日に死亡した。相続人らは当該地について被相続人の生前聞いたことはなく、管理していたり耕作に使用していたりする様子もなく、願出人は相続手続きの過程においてその存在を知るに至った。</p> <p>願出人が代理人司法書士堀口泰一郎をして、現地を確認したところ、畑として使用されていた形跡もなく、雑木等が繁茂し、原野化していることが判明した。</p> <p>証明書発行基準：瀬戸内町農業委員会非農地証明書交付事務処理要領第2条第1項第3項を適用しております。以下、お目通しいただきたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>調査説明を終わりました。これから議案の審議に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>【質疑なし】の音が聞こえる</p> <p>質疑ないようですので、質疑を終結いたします。それでは、議案第17号を採決いたします。議案第17号は原案通り賛成の方は挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>挙手多数であります。したがって議案第17号は原案どおり決定されました。</p> <p>日程6、議案第18号、農業経営基盤強化促進法による利用権設定についてを議題といたします。事務局のほうから説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは議案第18号、農業経営基盤強化促進法による利用権設定についてを説明いたします。資料の9ページから12ページをご説明いたします。まず、9ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積の利用権設定について、公告日を令和5年6月27日を予定しております。内容につきましては、畑7件、7筆で、貸し手7人、借り手5人、合計面積6246㎡となっております。内容の詳細については、10ページ、11ページに計画総括表として記載しておりますので、後ほどご覧ください。それでは個々にご説明いたします。資料の12ページをご覧ください。</p> <p>整理番号14 農地の所在地「大字清水字脇田877番3」、現況地目「畑」、982㎡。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるもので、対象作物は果樹で新規によるものです。存続期間は10年間となっております。</p> <p>次に整理番号15 農地の所在地「大字於齊字摺長田1370番ハ」、現況地目「畑」、595㎡。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるもので、対象作物は果樹で生産拡大を図るものです。存続期間は20年間となっております。</p> <p>整理番号16 農地の所在地「大字篠川字能佐86番2」、現況地目「畑」、880㎡。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。賃貸借によるもので、対象作物は果樹で新規によるものです。存続期間は10年間となっております。</p> <p>整理番号17 農地の所在地「大字篠川字能佐86番3」、現況地目「畑」、870㎡。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。賃貸借によるもので、対象作物は果樹で新規によるものです。存続期間は10年間となっております。</p>

	<p>整理番号 18 農地の所在地「大字油井字前平 606 番 1」、現況地目「畑」、1,823 m²。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるもので、対象作物は果樹で生産拡大を図るものです。存続期間は 20 年間となっております。</p> <p>整理番号 19 農地の所在地「大字阿木名字大桁 1762 番 6」、現況地目「畑」、737 m²。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるもので、対象作物は果樹で生産拡大を図るものです。存続期間は 15 年間となっております。</p> <p>整理番号 20 農地の所在地「大字阿木名字大桁 1762 番 8」、現況地目「畑」、359 m²。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるもので、対象作物は果樹で生産拡大を図るものです。存続期間は 15 年間となっております。</p> <p>以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各条件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	はい、議案の説明は終わりました。これから議案の審議に入ります。質疑ありませんか？はい、川島委員。
9 番委員	11 ページの整理番号 15、〇〇〇〇。年が 71 となっているけど 37 です。
事務局	すみません。
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【質疑なし】の声が聞こえる</p> <p>質疑ないようですので質疑を終結いたします。それでは議案第 18 号、採決いたします。議案第 18 号については原案通り賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>挙手多数であります。したがって議案第 18 号は原案通り決定されました。</p>
	日程 7、報告第 11 号、農地の使用貸借解約通知書について、事務局の方から報告をお願いします。
事務局	<p>はい。報告第 11 号、農地の使用貸借解約通知書について</p> <p>土地の表示</p> <p>「瀬戸内町大字清水字脇田 877 番 3」、「畑」、747 m² 合計 1 筆 747 m²。</p> <p>貸人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏</p> <p>借人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏</p> <p>貸借契約の内容：貸借期間（平成 28 年 12 月 1 日～令和 8 年 11 月 30 日）</p> <p>合意解約の合意が成立した日：令和 5 年 5 月 15 日</p> <p>合意による解約をした日：令和 5 年 5 月 15 日</p> <p>農地の引渡しの時期：令和 5 年 5 月 31 日</p> <p>届出の年月日：令和 5 年 5 月 15 日</p> <p>返還する理由：双方合意による解約（耕作者変更のため）以上です。</p>
議長	これは報告で終わります。これで議案審議は終わります。引き続き協議会に入りたいと思います。諸般の報告をお願いいたします。
	<p>協議会</p> <p>(1) 行事予定について</p> <p>(2) その他</p>
事務局	<p>以上を持ちまして、第 6 回農業委員会総会を終わります。</p> <p>一同 礼</p>

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

令和5年6月20日

署名委員

署名委員